

建物等解体条件付き土地（旧もとす合同庁舎）の売却に係る  
公募型プロポーザル実施要項

岐阜県本巣市

令和7年11月

## 1 募集の趣旨

この度の普通財産の売却は、本巢市（以下「市」という。）が所有する土地（通称「旧もとす合同庁舎」以下、「本件土地」という。）の有効活用を図る目的から行うものです。本件土地の売却にあたっては「4 企画・提案上の条件」に沿った事業者の創意工夫による意欲的な提案を、市の発展への寄与度、実現性、持続性など総合的な視点から判断し購入者を決定するために、公募型プロポーザルを実施します。

なお、売却にあたっては本件土地にある既存構造物は、所有権移転の日から1年以内に、購入者が解体・撤去することを付帯条件とします。

## 2 売買物件の概要

	土地の所在	地目	地積
土地	本巢市宗慶字石田大道下365番1	宅地	(実測面積) 3,422.15 m <sup>2</sup> (公簿面積) 3,422.15 m <sup>2</sup>
	本巢市宗慶字石田大道下365番4	宅地	(実測面積) 2.36 m <sup>2</sup> (公簿面積) 2.36 m <sup>2</sup>
	合計		(実測面積) 3,424.51 m <sup>2</sup> (公簿面積) 3,424.51 m <sup>2</sup>

※所有権移転登記は公簿（登記）面積で行います。

	施設名	建築年	延床面積	主な構造
建物	旧もとす合同庁舎	昭和47年	427.96 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート造
	旧真正民俗資料館	昭和48年	343 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート造
	倉庫	不明	41 m <sup>2</sup>	鉄骨造
	自転車置場	不明	約10 m <sup>2</sup>	鉄骨造
	合計		約821.96 m <sup>2</sup>	

※詳細については、別紙の「物件調書」をご確認ください。

## 3 売却方法・条件

### ①売却方法

公募型プロポーザル方式

### ②売却物件について

売却物件は現状有姿のまま買受者に売却します。

### ③売却価格

41,969,000 円

※最低売却価格は、本件土地の更地鑑定評価額から建物解体撤去費用及び残置物品の処分相当額を控除した額で設定しています。

※売却価格以上の提案価格が有効。

## 4 企画・提案上の条件

本件土地の活用にあたっては、関係法令等を遵守した上で次の条件に留意して事業計画を提案してください。

- ① 募集の趣旨に合致するものであること。
- ② 具体的な計画を伴った実現可能なものであること。
- ③ 建築及び開発に関する法令（地方公共団体の条例及び規則を含む。）を遵守した計画であること。
- ④ 地域の景観を著しく損ねないように配慮した計画であること。
- ⑤ 宗教活動や政治活動を目的とした計画でないこと。
- ⑥ 公共の福祉に反しない計画であること。
- ⑦ 騒音や振動等、近隣住民の迷惑とならないこと。

※事業の企画・提案とその実施にあたっては、関連する関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても提案内容に照らして適宜参考にしてください。

## 5 応募者の資格等

売払いの申込みをすることができる者は、次のすべての資格要件を満たす者としてします。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市の職員
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- ④ 暴力団等に関係すると認められる者で次に掲げる者
  - ア 暴力団
  - イ 暴力団員
  - ウ 役員等が、暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人等
  - エ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
  - オ 役員等が、その属する法人等又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用して個人又は法人等
  - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
  - キ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

⑤無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する処分を受けている団体及びその団体の役職員又は構成員並びにこれらのものから委託を受けた者

⑥国税、都道府県税、市町村税を滞納している者

(2) 本業市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱(平成16年本業市訓令甲第19号)に基づく参加資格停止措置を受けていない者。

## 6 契約に際し付する主な特約

### (1) 用途の制限

買受者は、売却物件を次に掲げる用に供することはできません。

①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業の用

②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（当該団体の構成員等を含む。）の用

③その他公序良俗又は公共の福祉に反する用

### (2) 建物等の解体撤去

①売却物件内に存する建物等については、未登記のため所有権の移転登記は行いません。

②所有権移転の日から起算して1年以内に、買受者は建物等を解体及び撤去するものとします。ただし、やむを得ない事由で解体期限の延長を必要とする場合、予め延長理由を付した書面及び延長を必要とする根拠資料を提出し、書面により本市から承認を得る必要があります。

（注）建物等の石綿含有量調査を実施した結果、一部石綿の含有が確認されているため、石綿の飛散防止措置については、調査結果に基づき、法令及び条例を遵守し、届出及び作業を行い、適切な処理をしてください。

③解体撤去には本件土地に存する解体条件付きの建物とそれに付随する設備、備品、工作物、浄化槽、給排水設備、植栽、建物基礎杭等、その他の地下埋設物並びに残置物の一切を含みます。なお、売却物件の所有権移転後の建物等の管理及び解体撤去に伴う一切の費用は買受者の負担となります。

④買受者は、建物等の解体撤去が完了したときは、速やかに市に報告するものとします。

### (3) 土地利用条件

- ①本プロポーザルにおいて買受者が市に対して提案した事業は、市の承認なく廃止し、若しくは休止し、又は本件土地を本業市長の承認なく目的外に使用し、又は第三者に譲渡し、若しくは貸し付けることはできません。ただし、以下の場合には市の事前承認を得たうえで、譲渡または貸付が可能とします。
  - a.分譲住宅等、譲渡または貸付を目的とした事業の場合：買受者が譲渡または貸付を行う際は、市に対して事前に書面で承認を申請し、許可を得ることが必要です。
  - b.取得から10年経過後：本件土地を取得した日から10年を経過した場合には、譲渡または貸付について市の承認なく実施することが可能となります。
  - c.やむを得ない事由による場合：買受者がやむを得ない事由により譲渡または貸付を行う場合、事前に市から書面による承認を得ることが条件となります。
- ②買受者は、解体撤去の対象となる建物等の解体及び撤去の完了確認を受けた日から1年以内に提案事業に着手しなければならない。また、提案事業に着手する際は、市に対して書面により事業着手の開始を届け出なければならない。
- ③買受者は、この売買契約にかかる所有権移転の日から10年を経過するまでは、提案事業の範囲の土地の用途を変更してはならない。なお、指定期間内に提案事業に加えて新たな事業を実施する場合は、関連する法令を遵守のうえ、事前に市へ書面により申し出て協議しなければならない。
- ④買受者は、提案事業の実施に著しい支障が生じた場合は、市に書面により申し出て協議しなければならない。

### (4) 現地調査

(1) から (3) までの特約について、本市が必要と認めるときは実地調査を行います。買受者には協力義務があります。

### (5) 違約金

(1) から (3) までの特約に違反したときは、買受者は売買代金の30%を、(4) の特約に違反した場合は売買代金の10%を違約金として本市に支払わなければなりません。買受者が支払うべき違約金は売買代金から相殺することができ、相殺後に残額がある場合には、その残額を直ちに本市に支払うものとします。なお、買い戻し特約が適用される場合でも、上記違約金の支払い義務は免れません。また、契約に基づく手続きに関して発生した費用については、買受者が負担するものとし、これらの費用は売買代金の支払いとは別途、買受者が本市に支払うものとします。

### (6) 買戻し特約

(1) から (4) までの特約に違反したときや、不正な行為等でこの契約を締結した場合、本市は売却物件の買戻しをすることができます。買い戻すときは、売買代金を買受者に返還するものとします。買戻しの期間は、売却物件の所有権移転の日から10年間とします。ただし、

都市計画法第29条の規定による開発行為の許可に基づいた工事が完了し、当該工事完了検査済証の交付を受けた場合は、買受者の請求により抹消できるものとします。

※買受者が解体条件付きの建物について解体および撤去に支出した費用その他費用があっても、買受者に償還しません。

#### (7) その他の留意事項

①売却物件において工事等を行うに当たり、近隣に対し丁寧な対応を心がけ、事業の事前説明及び工事着手前の工事説明を必ず行ってください。また、工事等に伴う騒音、振動、埃等及び建物の建設に起因する電波障害、風害、日陰等の周辺への影響については、買受者の責任において対応してください。

②売却物件の引渡し後、地中埋設物等が発見され契約不適合となる場合であっても、買受者の責任において適切に処理を行ってください。本市は一切の責任及び負担を負いません。

### 7 募集手続きの流れ

項目	日程
実施要項・様式の公表	令和7年11月13日(木)
現地見学会	令和7年11月17日(月)～12月3日(水)
質問受付	令和7年11月17日(月)～12月3日(水)
質問回答期限	令和7年12月11日(木)
参加意思表明書・価格提案書・企画提案書等受付	令和7年12月12日(金) ～令和8年1月22日(木)
審査(プレゼンテーション)	令和8年2月上旬 予定
審査決定通知(優先交渉権者の決定)	令和8年2月中旬 予定
契約の締結	令和8年3月上旬 予定
売買代金の納付	本契約の成立から30日以内に納付
所有権移転登記及び未登記家屋の所有者(納税義務者)変更届	売買代金の納付後、土地については速やかに所有権移転登記を行い、建物については未登記家屋のため所有者変更手続きを市が行う。

### 8 現地見学会

(1) 現地見学会について、現地の見学を行いたい場合には、電話で希望する日時の3日前(土・日・祝日等を除きます)までにお申し込みください。市職員の立ち会いのうえ、現地を開放します。特定の開催日は定めませんが、職員の手配等の都合で日時の調整等の必要がありますので、できるだけ早めにご連絡ください。

(2) 見学可能期間 令和7年11月17日(月)～12月3日(水)まで

(3) 申込先 総務部財政課管財契約係

TEL: 058-323-5193

## 9 本プロポーザルに関する質問・回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、次のとおり受け付けます。

受付方法	「質問票」(様式第 10 号)を用いて電子メールで質問してください。電子メールの送信後は、必ず電話で受信確認をお願いします。 M a i l : zaisei@city.motosu.lg.jp T E L : 058-323-5193
受付期間	令和 7 年 11 月 17 日 (月) ~ 12 月 3 日 (水)
回 答	令和 7 年 12 月 11 日 (木) までに本業市ホームページにて回答書を掲載します。

※注意事項・・・本プロポーザルの競争性・公平性を損なうなど、審査等に直接影響する恐れがある質問には回答しません。

## 10 本プロポーザルの参加意思表明書及び価格提案・企画提案書等について

本プロポーザルの申込に必要なとなる書式

ア 参加意思表明書	様式第 1 号 ・別の法人と共同で事業を実施する場合は、様式第 1 号の共同企業体用の様式により提出すること。
イ 会社概要・事業経歴書	様式第 2 号 ・別の法人と共同で事業を実施する場合は、当該法人も様式第 2 号を作成し、提出すること。 ・様式第 2 号と併せて自社作成のパンフレット等があれば添付すること。
ウ 印鑑登録証明書	・法人印の印鑑登録証明書 ・共同で別の法人と事業を実施する場合は、当該法人も提出すること。
エ 誓約書	様式第 3 号 ・共同で別の法人と事業を実施する場合は、当該法人も様式第 3 号を作成し、提出すること。
オ 法人登記事項証明書 (履歴事項証明書)	・参加意思表明書の提出日から遡って 3 ヶ月以内に発行されたもの。 ・共同で別の法人と事業を実施する場合は、当該法人も提出すること。
カ 定款	・複写でも可とする。 ・共同で別の法人と事業を実施する場合は、当該法人も提出すること。
キ 国税、都道府県税及び 市町村税の納税証明書	・共同で別の法人と事業を実施する場合は、当該法人も提出すること。

ク 決算書	直近3期分を提出すること。 ・共同で別の法人と事業を実施する場合は、当該法人も提出すること。
ケ 役員名簿	様式第4号 ・共同で別の法人と事業を実施する場合は、当該法人も提出すること。
コ 価格提案書	様式第5号 ・予定価格以上の価格提案を有効価格とする。 ・別の法人と共同で事業を実施する場合は、様式第5号の共同企業体用の様式により提出すること。
サ 企画提案書表紙	様式第6号 共同で別の法人と事業を実施する場合は、提案者名は代表構成員となる法人名を記載すること。
シ 事業計画概要書	様式第7号 別紙様式第7号に掲げる事項に沿って記載すること。
ス 提案事業の内容	様式第8号 別紙様式第8号に掲げる事項に沿って記載すること。
セ 提案事業の実現性・継続性、近隣・地域への配慮	様式第9号 別紙様式第9号に掲げる事項に沿って記載すること。

※企画提案書の詳細は、各指定の様式に記載している事項等を確認した上で作成してください。

※様式は本業市ホームページからダウンロードしてください。

(1) 6～7ページ表 ア～ケ 参加意思表明諸関係書類 (参加資格要件の審査用)

様式第1号～第4号 (参加意思表明書、会社概要、事業経歴書、誓約書、役員名簿)

ア～ケ内の必要書類 (印鑑登録証明書、法人登記事項証明書、定款、税の滞納のない証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書、決算書) ※いずれも必要部数

〈種類の提出部数・封入方法〉

・様式第1号～第4号並びに本要項6～7ページの表ア～ケ内に掲げる必要書類は、各1部 (共同事業の場合は共同の法人の必要書類も各1部用意し、共同法人の必要書類だけで、A4サイズのクリアファイル等にまとめる) 用意し一つの角形2号封筒に入れ、封筒の表面に提案者 (共同事業の場合は代表する法人) の所在地、法人名、法人代表者名を記載し、印鑑登録印で封緘して1部提出してください。

(2) 7ページ表 コ 価格提案書 (提案価格の審査用)

最低売却価格以上の価格を提案した者の価格書を有効価格とします。

コ 価格提案書

〈種類の提出部数・封入方法〉

・価格提案書 (様式第5号) は、長形3号封筒に入れ、表面に提案者 (共同事業の場合は代表する法人) の所在地、法人名、法人代表者名を記載し、印鑑登録印で封緘して1部提出してください。(最低売却価格を下回る価格での提案は無効となります。)

### (3) 7ページ表 サ～セ 企画提案書関係書類（企画提案内容の審査用）

本要項「4 企画・提案上の条件」に掲げる内容で企画・提案すること。

サ 企画提案書表紙	様式第6号（1枚）
シ 事業計画概要書	様式第7号（1枚まで）
ス 提案事業の内容	様式第8号（3枚まで提出可）
セ 提案事業の実現性・継続性、地域住民への配慮	様式第9号（2枚まで提出可）

#### 〈企画提案書の記載方法〉

- ・各様式の詳細は、別紙の各様式に記載されている事項・条件等を確認してください。
- ・A3版横の指定様式で、各様式に記載された指示内容を確認し、作成してください。
- ・各様式は各指定の枚数までにまとめ、フォントサイズは10ポイント以上とします。
- ・図面等の挿入が指定されている様式以外で、各様式への図表等挿入は任意とします。
- ・各様式内の指示事項、補足事項及び枠線は、記載する必要はありません。

#### 〈書類の提出部数・封入方法〉

- ・企画提案書（様式第6号～第9号）は、様式の番号順に一括して綴じ、（A3版は折り込むこと）製本にして7部（※正本1部、副本6部）提出してください。
- ・7部の製本は、まとめて一つの角形2号封筒に入れ、封筒の表面に提案者（共同事業の場合は代表する法人）の所在地、法人名、法人代表者名を記載し、印鑑登録印で封緘して提出してください。

### (4) 提出方法

#### ■窓口での提出の場合

- ・提出時にすべて書類をそろえて1回で提出すること。
- ・A～ケ、コ、サ～セの封入書類を、一つの箱、袋、封筒等に纏めて梱包すること。
- ・提出書類を、複数回に分けては窓口に出すことは禁止します。
- ・梱包物に「本巢市総務部財政課（建物等解体条件付土地（旧もとす合同庁舎）の売却に係る公募型プロポーザル申込在中）」と記載してください。
- ・梱包物に「法人名（共同事業の場合は代表する法人名）、法人の所在地」を必ず記載してください。

#### ■郵送による提出の場合

- ・必要部数ごとに封入したものを「まとめて1回の郵送」で提出してください。
- ・提出書類を、複数または複数回に分けて郵送することは禁止します。
- ・郵送時の梱包方法は問いません。
- ・梱包物に「本巢市総務部財政課（建物等解体条件付土地（旧もとす合同庁舎）の売却に係る公募型プロポーザル申込在中）」と記載してください。
- ・梱包物に「法人名（共同事業の場合は代表する法人名）、法人の所在地」を必ず記載してください。
- ・郵送は、一般書留・簡易書留・レターパック等、追跡サービスにより配達状況確認が可能な郵送方法に限り有効とします。

(5) 申込受付期間・場所

■受付期間

令和7年12月12日(金)～令和8年1月22日(木) ※土日祝、年末年始を除く  
9時～16時30分(ただし、窓口提出の場合は正午～13時を除く)

■受付場所・郵送先

〒501-0491

岐阜県本巣市早野 255 番地

総務部財政課(本巣市役所2階)

(6) 提出後の書類の取扱いについて

- 提出した書類の修正や差し替えは認めません。
- 提出した書類は、本プロポーザルの審査終了後も返却しません。

## 11 審査基準・審査方法等

### (1) 審査基準

審査項目		評価の視点・基準	配点
価格提案点※		$(\text{提案価格} - \text{最低売却価格}) / (\text{最高提案価格} - \text{最低売却価格}) \times 30$ ※小数点第2位を四捨五入	30
提案事業計画	提案事業の内容 (20)	市の発展・持続性に資する提案であるか。	10
		市の現状・課題等の解決に資する提案であるか。	10
	提案事業の実現性・継続性 (30)	提案事業の開発及び運営に十分な実績があるか（事業の実現性及び持続性を有するか。）。	10
		実施スケジュールが適正であるか。	10
		財務状況が健全であり、資金計画及び収支計画が適切であるか。	10
	近隣・地域への配慮 (20)	提案事業が地域住民にとって受け入れやすく、理解されやすい計画であるか。	15
近隣住民への説明等の実施が適切であるか。		5	
合 計			100

※全ての参加者の提案価格が同額となった場合及び本プロポーザルへの参加が1事業者の場合、価格提案点は20点とする。

### (2) 審査方法

事業者から提出された「企画提案書」及び「価格提案書」に基づきプレゼンテーションを実施し、審査結果により優先交渉権者を選定します。プレゼンテーションは1者あたり30分（提案内容の説明15分、質疑応答15分）を予定しています。なお、参加希望者が多数の場合は、プレゼンテーションの実施前に書類審査を行い、不採用が決定する場合があります。

### (3) 審査手順

審査は以下の①、②の手順で実施します。

①一次審査 参加資格の有無を確認します。

②二次審査 事業提案者の企画・提案内容を、審査基準に基づき審査します。

#### 【②二次審査について】

(ア) 資格審査を通過した提案者から、企画提案書の内容等についてプレゼンテーションをしていただきます。

(イ) 審査については、選定委員会の委員ごとに審査し、各委員の評価点の合計が高い者を優先交渉権者、次に高い者を次点者として選定します。

(ウ) 審査の結果、採点の総合計が100分の65に満たない場合は不合格とします。

## 12 本プロポーザルに関する事項

### (1) 提出書類の留意事項

- ①提出書類に虚偽の記載をした場合は申込みを無効とします。
- ②参加の申込みにかかる費用は、実施事業者の負担とします。
- ③提出書類は返却しません。
- ④提出が必要な各様式について、本業市ホームページからダウンロードしてください。

### (2) 共同事業体の提案に係る責任の所在

共同事業体の提案に係る責任は、提案を代表する事業者にあるものとします。そのため、本プロポーザルに係る通知等については代表する事業者のみに行います。

### (3) 著作権の取扱い等

企画提案書の著作権は、事業者に帰属します。また、事業者の企画提案書については、優先交渉権者を選定する目的以外に使用しません。それ以外で使用する場合には事業者を確認を得て使用します。なお、いったん提出された企画提案書は返却しませんが、公開はしません。

### (4) 1 事業者参加での実施

参加意思表明者が1事業者であっても、本プロポーザルは実施します。

### (5) 優先交渉権者への通知

優先交渉権者及び次点者に決定した提案者には、二次審査（プレゼンテーション）終了後5日以内を目処に書面により通知します。なお、選定結果及び選考の経過についての問合せ及び異議申立てには応じません。

### (6) 審査結果等の公表

本プロポーザルの審査結果は、土地売買契約締結後に本業市ホームページで公表します。なお、公表内容は次のとおりです。

- ・本プロポーザルに係る土地売買契約の相手方
- ・土地建物売買契約金額
- ・本プロポーザルの全参加者及び全参加者の評価結果

### (7) 契約の相手方の決定

優先交渉権者と本業市は、事業計画の提案内容、プレゼンテーションにおける質疑応答等について確認した上で売買条件（契約書の内容）について協議を行い、合意に達した場合は「普通財産売却決定通知書」を交付します。なお、優先交渉権者と合意に至らなかった場合は、次点者と同様の協議を行います。

## 13 契約上の主な要件

### (1) 現状有姿の引渡し

売買物件は、現状有姿による引渡しとなるため、越境物、建物、工作物等（擁壁、樹木、街灯など）を含めた土地の引渡しとなります。買受者は、本件土地に含まれる建物、工作物及び建物に付帯する諸設備等が現状のまま引き渡されることを十分に理解し、売買物件に関する不知や不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

### (2) 契約の締結

- ①「普通財産売却決定通知書」を受けた提案者（買受者）は、市からお渡しする納付書により契約保証金を契約締結時までに納付してください。
- ②買受者は、上記①の契約保証金を納付後、普通財産売却決定通知日から起算して14日以内に売買契約を締結してください。
- ③期限までに契約を締結できない場合、市は優先交渉権者に代わって次点者と協議及び合意のうえ、契約を締結できるものとしします。
- ④次点者の地位は、契約の締結をもって消滅するものとし、この場合はその旨を通知します。

### (3) 契約保証金

- ①契約保証金は、契約金額の10%以上の金額とします。（1,000円未満切り捨て）
- ②契約保証金には、利息を付しません。
- ③契約保証金は、売買代金の一部に充当します。
- ④買受者が、売買契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金は返還できません。

### (4) 契約費用及び公租公課等

- ①売買契約書に貼付する収入印紙の費用は、買受者の負担となります。
- ②所有権の移転登記に必要な登録免許税は、買受者の負担となります。
- ③所有権移転後の公租公課は、買受者の負担となります。
- ④その他契約に要する費用は、買受者の負担となります。

### (5) 所有権の移転及び土地建物の引渡し

所有権は、売買代金完納と同時に移転します。土地については速やかに所有権移転登記を行い、建物については未登記家屋のため所有者変更手続きを市が行いますが、登録免許税等諸費用は買受者の負担とします。所有権移転完了後、現状有姿で引渡しを行います。

### (6) その他

- ①売払いの申込みをしようとする者は、本要項に記載された事項について、熟知しておいてください。
- ②建物竣工図、石綿含有報告書は本市にて閲覧可能です。
- ③建物建築の行為に当たっては、関係法令及び本市条例等による指導がなされる場合があります。

すので、あらかじめ関係機関で確認してください。

- ④ガス、上下水道、電気等の利用にあたっては、各供給管理者と十分協議してください。なお、利用にあたって必要な工事等については、買受者の負担において行って下さい。
- ⑤電話等の通信施設の利用にあたっては、各通信事業者と十分協議してください。なお、利用にあたって必要な工事等については、買受者の負担において行ってください。
- ⑥所有権移転後、本物件に関わる土地利用に関し、隣接土地所有者及び地域住民との調整等については、すべて買受者において行ってください。事業の実施にあたって、紛争等が生じた場合は、買受者の責任と負担において、迅速かつ丁寧な対応に努め、その解決に当たるものとしします。

## 14 問い合わせ先

住 所： 岐阜県本巣市早野 255 番地  
担当部署： 総務部財政課管財契約係  
T E L： 058-323-5193  
F A X： 058-323-1156  
M a i l： zaisei@city.motosu.lg.jp